匝瑳市国民健康保険運営協議会 会議録

一、 日時 平成二十一年十一月十二日 午後三時から

、 場所 匝瑳市役所 議会棟 二階 第二委員会室

委員定数 被保険者代表五名、保険医代表五名、 公益代表五名

(出席委員) 林眞示、加瀬洋、布施保、押尾悦子、檜垣進、 布施道子、 江波戸義治、 向後英夫、 小川嘉幸 鈴木琢雄、 椎名栄次、

(欠席委員) 石井精一、大木素明、佐藤孝一、及川和俊

(市側出席者) 市長(江波戸辰夫)、市民課長(大木公男)、税務課長(島田省悟)、税務 課副主幹 (伊藤久夫)、 市民課主幹(平山新治)、 同主査補(佐藤貴美江)

議事及び概要

(一) 諮問事項

ア 匝瑳市国民健康保険事業財政健全化計画(案)について

イ 匝瑳市国民健康保険税条例の一部改正 (案) について

(二) その他

開会 (午後二時五十五分)

(主幹) お忙しい中、 ご出席頂き、 誠にありがとうございます。

事務局

定刻より五分ほど早いですが、 出席予定者全員お揃いですので、

めさせて頂きます。

会を開催します。 ただいまから、平成二十一年度第二回匝瑳市国民健康保険運営協議 開会に当たりまして市長よりごあいさつ申し上げま

す。

本日は、 委員の皆様方には大変お忙しい中、 ご出席いただきまして

誠にありがとうございます。

江波戸市長

して感謝申し上げる次第でございます。 力をいただい 日頃から国保運営を始め、市政全般にわたりまして、 ておりますことに対しまして、 この場をお借りいたしま ご指導、ご協

財政健全化計 本年八月に第一回の運営協議会を開催させて頂いた際、 一画の検討状況についてご報告いたしましたが、 今回は、 国保

議頂くものでございます。 今後の取り組み事項も含めました財政健全化計画の内容についてご審

おるところでございます。 して、加入者のご理解を頂きながら、 本市の国保事業に つきましては、国保加入者の健康の 国保会計の適正な運営を図って 増進を目的と

保険給付費は増加傾向にあります しかしながら、高齢者の増加や高額医療の増加などの 影響を受け

おります。 より国保税収は減少しており、 一方で、国庫補助率の引き下げや景気低迷による所得の減少などに 国保財政は極めて厳しい状況となって

踏まえた条例改正案につきましても併せて諮問させて頂きました。 「国保財政健全化計画」を作成いたすものでありまして、この計画を このような状況の中で、 国保事業が安定的な運営を継続できるよう

といたします。 もに、慎重審議の上、ご承認頂けますようお願い申し上げまして挨拶 委員の皆様方には、 今後の国保運営に対するご意見を賜りますとと

(主幹) ありがとうございました。

事務局

始めに、 事前にお配りしてあります資料についてご確認をお願 1 15

たします。

ります。 当日配布として、国保税に関する資料一式及び席次表をお配りしてあ 条例の一部改正(案)について」に関する資料一式であります。 画(案)について」に関する資料一式、そして「匝瑳市国民健康保険税 会議次第、諮問事項として「匝瑳市国民健康保険事業財政健全化計 配布漏れ等はございませんでしょうか。 また、

会長が議長を務めることとなっておりますので、 しくお願いいたします。 それでは議事に入らせて頂きますが、施行規則第六条によりまして、 向後会長さん、

議長(会長)

ただいま、ご紹介頂きました会長の向後です。

ありがとうございます。 委員の皆様方におかれましては、 ご多忙のところご出席頂き、

事進行にご協力くださいますよう、よろしくお願い それでは、規則によりまして、 議長を務めさせていただきます。 いたします。

成立いたしました。 本日の出席委員数は、 十一名で過半数に達しておりますので会議は

議事録署名人の選出ですが、 今回は被保険者代表の押尾悦子委員と

公益代表の小川嘉幸委員にお願いいたします。

条例の一部改正(案)について」並びに「その他」 事業財政健全化計画(案)について」、の二件と「匝瑳市国民健康保険税 本日の議事でございますが、 諮問事項として「匝瑳市国民健康保険 であります。

について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 それでは、諮問事項「匝瑳市国民健康保険事業財政健全化計 :画(案)

(主幹)

ご説明いたします。 それ では、 「匝瑳市国民健康保険事業財政健全化計画(案)」 に 0 V

(内容説明)

(税務課長)

計画(案)二十三ペー ジの税方式と料方式のデメリット につい て補足

説明。

議長 (会長)

事務局の 0 説明が終わりました。質疑に入ります。 何かございますか

(委員挙手)

委員

たい。 今回、 国保税から国保料に変更するに当たっての経緯を教えて頂き

国保税に切り替えたのではなかったの 当初は保険料から始まったが、 収納率向上の か。 ために、 時効が五年の

事務局 (税務課長)

に切り替えた経過がありました。 初は保険料でした。しかし、戦後の混乱期に収納率の関係から保険税 国民健康保険事業は昭和十二、三年頃開始と認識してい 、ますが、

化してきています。 国民皆保険制度が整理され、それから約五十年余り、だいぶ状況も変 税を適用しているところが多いのが現状です。昭和三十六年に現在の 大都市部については現在も保険料のままだが、 地方については保険

て国保も本質は保険料で徴収すべきであろうという考えです。 は後期高齢者医療制度が始まり、これらについては保険料です。 平成十二年に介護保険制度が始まり介護保険料を、平成二十年度に 従っ

中 で保険税として徴収を行っていたので、 国も保険料への移行を市町村に促しています。ただし、長い歴史の りません。 それを切り替える市町村は

3

率を条例で制定し、 在検討しています。 ていくことが適正であろうと考え、 しかし、 匝瑳市は自主的な財政運営をする上で、 財政状態に応じて賦課徴収し、 保険料への切り替えの方向で、 自主運営を強化し ある一定の保険料 現

委員

0 位になるか 税から料に切り替えた場合のコンピュ タのシステム改修費用は شلح

医療費を払うのが大変で受診できない。 収納率の向上を図れば、その 反面低所得者の生活は厳 国は自己負担ばか ľ り上げて医 < なる。

大変だろうが考慮してほしい。 弱者救済の一つとして、 例えば高額療養費の 周知など、 事務局側 は 療費を削減しようとしている。

事務局 (主幹)

約一千万円を見込んでいます。 上になります。 システム改修に うい ては、税から料 遡及賦課等の作業を入れると、 への単純な移行のみで最低でも それ以

(委員挙手)

委員

国保税 のメリットで徴収金の先取特権があるが、 保険料に切り替え

るとそれがなくなってしまうが。

時効について、 保険料の場合はどうなるのか。

計画(案)の中で、保険料に移行する方向になっ て 11 るが、 どの う

な方針なのか簡単に説明願いたい。

事務局 (税務課長)

ですが、 まりません。 ります。 徴収金 その前にどちらが先に差し押さえをするのかという問題があ いくら税でも差し押さえをしない の先取特権について、税は料よりも優先するというのが事実 限りは先取特権には当ては

ていく必要があると考えています。 保険料にすると時効は二年になるので、 滞納整理をしつ かり実施し

財政状況に応じて料率の弾力的運用が出来ることです。 う本質的な考え方から言えば保険料が適正と思われます。 保険料に切り替える必要性につい ては、まず一つは、 そし 医療保険とい 二つ目は、 て、 三つ

目は、 給付と徴収の時効が二年と一致することです。

委員

改正後の 税率が示されてい るが、 近隣市の現状と税率を教えて頂き

事務局 (税務課長) 近隣市の税率の状況を配布し詳細説

(委員挙手)

国保運営の厳しい状況はよくわかりました。

委員

ていることがあれば教えて頂きたい。 億になり、 の保険財政支援金の貸付の利用等の話もあったが、 財政調整基金が平成十八年には四億あったのが、平成二十年には一 今年度も取り崩すと聞きました。一般会計からの借入れ、 その他にも考え

(市民課長)

き上げに跳ね返ってくるのでは、 中で、返済していく費用を捻出するのは厳しい状況なので保険税の引 返さなければならないとの話が出ました。しかし、 した中で、国保財政は非常に厳しいが、借入れたものについては当然、 と、そして一般会計からの特別繰入れがあります。 不足額 の対応については、 一般会計からの借入れ、 という結果になる。 今後の計画年度の 検討委員会で検討 県からの借入れ

状況の中ですが、 となりました。 しかし、それは避けなければいけないので、 やむを得ず緊急的に特別繰入れをしていただくこと 一般会計も 大変厳 Ū

(委員挙手)

も実施してきたと思うが、点検の効果を教えて頂きたい。 計画(案)十八ページにレセプトの内容点検の充実とある。 これまで

医師会等、 また、ジェネリック医薬品の普及促進とあるが、住民に周知しても 協力体制はどのように考えているか。 医療関係者の協力がなければ効果は上がらない のではない

ジェネリック医薬品希望カードとはどのようなもの か。

事務局 (市民課長)

約五百二円になります。 すが、年間で一千百万円の返還がありました。レセプト点検の過誤調整の効果については、 平成十九 一人当たりにすると、 年度の結果で

も安価のジェネリック医薬品促進の通達がありました。 一昨年頃から厚生労働省より、 新薬と同じ薬効及び安全性と、

は一般的に保険証と同じぐらいの大きさです。

言いにく ます。 医療機関の窓口 いので、 保険証と同時に提示できるようなカードになってい で「ジェネリック医薬品を希望します」と口頭では

(ジェネリ ック医薬品希望カー K のサ ンプルを端から回 見ても

らう)

委員 レセプト点検は委託しているのか。 委託料はいくらか

事務局 (主幹) 度です。 手元に契約書がない ので正確ではない が、 約三百万から四百万円

委員 カードを提示しても、 医療機関で断られることもあるのでは な

(市民課長) て頂きご理解を得たうえで取り組んでいきたいと思っています。 ければ進まないことなので今後、 行政側だけで普及促進に取り組んでも、 匝瑳医師会への協議、 医療機関の協力 相談等をさせ が得られ な

事務局

軽減に役立ち、結果的に国保財政も助かるということになります。 利用者側も、 カードを提示して薬が低価格になれば、 医療費負担の

ジェネリック医薬品普及促進について医療機関にポスター \mathcal{O}

掲示をしていただくため、 医師会にお願いした経緯があります。

計画(案)についてはどのように算定したのか。 本日配布された(事例)の税額比較表とでは引上げ率が違うようだが、 計画(案)十五ページの表IV―二世帯及び一人当たりの国保税額と、

委員

(税務課長) によって計算したものなので二つの表 数で計算したものです。事例の税額についてはケースごとの世帯構成 計画(案)の表については匝瑳市全体の課税額を、 0 額は異なります。 世帯数、 被保険者

事務局

しても二千万円程度しか造成出来ないのではないか。 見ると四千八百万円程度しか剰余金が出ない。二分の一を積立てたと おくために基金造成を進めるとのことだが、 七の国保財政収支見通しでは、二十二年度から二十六年度の収支を 国保財調を保険給付費の百分の五 (約一億五千万円) 計画(案)二十ページのIV 以上確保して

れを予定しているが、 それから、二十二、 二十四年度以降も引き続きお願い 税率の引上げ幅を抑えようという市長の考えが二十三年度にそれぞれ七千五百万円の特別繰入 は出来ない のだろうか。

6

委員

員

で二十四年度に税率を上げなくても大丈夫と思うがいかがか。 これに関連して、二十四年度に本則で税率を上げるようになって そうすれば、 本則で言われる税率に持ってい かなくても、特 11

どのように考えているのか。 るが、今後二十二、二十三年度に診療報酬改定や経済情勢の好転等に よって税収が上がった場合、 本則通りの課税がされるのかどうか

江波戸市長

意見があったと、次の方(市長)に申し送りさせて頂きます。 二十四年度以降の特別繰入七千五百万円については、 協議会の 中で

えます。 今後の国保運営に関して、思いやりを持って経営してもらうよう伝

事務局 (税務課長)

務課長) 課税区分の応能割と応益割について詳細説明。

変えれば引上げの幅を縮小しています。 ント上げて算出しました。 収支見通しの国保税については、 背景には、 出来るだけ市民負担の軽減を図っています。 これは、税務課内で十分協議し決定しまし 一年度ごとに収納率〇・二五ポイ 言い方を

を見ながら検討していこうと思っています。 その中で、基金積立のために税率を上乗せするのは、 もう少し様子

した。 従って、今回は税率改正に伴う基金への積み立ては行わないとしま

良いのでは、とのことですが、附則の定め方については、総務課と協 税率を、 附則の定めた後に、 経済状況によって本則までしなくても

とになります。 仮に特例税率を継続する場合には、 議しました。条例本体の附則で特例税率を定めました。 附則の改正を行えば対応できるこ

事務局(市民課長)

新たな積立金は考えておらず、剰余金の二分の一以上を積立てるだけ 財政調整基金の扱いについては、江波戸委員のおっしゃるとおりで、 約二千万円程度を見込んでいます。

わせて三千万円強程度になります。 二十一年度は、計画の中では一千万円程度の 積立見込みなので、

が出来るよう努力していきたいと考えています。 セプト点検の充実等々、出来る限り支出面 市民課としては、計画(案)十七ページから の抑制をして、 の医療費の適正化、 基金の 確保

特別繰入れについては、 が公費負担、 残りを保険税等で賄うという考えなので、 会計上の原則では、 国保会計は五十パー 恒常的に セ

特別繰入れを行うことは、 原則論から言えばあまり適切とは言えませ

継続していくのは難しいと思われます。 入れをすれば間接的に二重に負担する人が出てくることにもなります。 になるが、 また、 最も大きい この中には社会保険の 般会計か のは、一般会計も大変厳し らの繰入 れ は 人も含まれるので、 市民の皆さん い状況なので、 の税金からと言うこ 国保会計へ 特別繰入れを の繰

となります。 そのようなことから、 二十四年度以降 は特別繰入れを行わない

委員

良くわかりました。

百万円の特別繰入れと、市長さんのご配慮、大変ありがたく思います。 税率について、 平成二十一年度の三億円、そして、二十二、二十三年度の各七千五 低所得の人が不利益に思うが軽減等、 対応があるの

か。

事務局(税務課長) 今回の

六割軽減であれば本人の負担は四割で済みます。 軽減する措置が設けられています。 度があります。 から三十五に四ポイント引き上がった部分については応能割、 今回の税率改正による低所得者への配慮につ 平等割に賦課されているが、これに対しての対策とし 均等割、平等割を一定所得者に対して四割または六割 全額救済することは出来ません V ては、 応益割を三十 て、 減額制

五パ 町村のうち、約七十パーセントが応益割約四十五パーセントから五十 今回応益割が上がりましたが、 ーセントの範囲内です。 全国的なベースで見ると約千八百市

ト 位 匝瑳市のように三十五パーセ lです。三十五から四十五パーセントの範囲が十九パーセント位で市のように三十五パーセント未満の市町村は全国で約五パーセン

瑳市は低所得者に配慮した税率改正がされていると思います。 負担が大きくなっているかもしれません。しかし、全国で比べると厄 従来から対所得者に配慮した税率改正を行いましたが、今回は若干

二十二年度と二十四年度の二段階に分けて税率を少しずつ上げるよう にしました。 税率で改正します。均等割、平等割については低所得者の配慮をし、 所得割については、二十二年度からすぐに二十四年度の税率と同じ

議長 (会長)

他にございませんか

質疑が無いようですのでお諮りいたします。

ついて」の質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。諮問事項「匝瑳市国民健康保険事業財政健全化計画(案) に

(異議なしの声)

議長 (会長) ご異議なしと認め、 質疑を打ち切ります。

ここで五分の休憩を持ちたいと思います。

(五分間休憩)

(会長) 定刻になりましたので、 会議を再開いたします。

議長

ただいまの議案につきましては採決を保留いたしまして、 引き続

き諮問事項「匝瑳市国民健康保険税条例の一部改正(案)について」

を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(税務課長) (内容説明)

(会長) 事務局の説明が終わりました。

議長

それでは質疑に入ります。 何かご意見ご質問等ありましたら、

手をお願いします。

(委員挙手)

応益割に負担がかかってきているが、全国的にそのような傾向か。

(税務課長) 均等割と平等割の軽減制度があるが、 軽減制度の割合が応益割の

事務局

委員

割合によって変わってきます。

補てんする制度があります。従って国保会計には影響はしません。 来るとなってします。 範囲にある市町村については軽減額を七、五、二割にすることが出 って現在の考え方として、応益割が四十五から五十五パーセントの そのような理由から、 国は、 基本は五十対五十が望ましいと言っているが、 軽減した額については、 応益割を少しずつ上げていく傾向にありま 市の一般会計と県で その線に沿

0

委員

これからも基本的には自己責任なのか。

その方向に向いている行政が多いのだろう。

事務局 (税務課長)

うに指導することは難しい状況だと思われる。 今後も応益割の五十対五十を厚生労働省で堅持してそれに沿うよ

をカバーするには保険料を引き上げざるを得ない国保あるいは社会 景気が落ち込んでいる一方、 医療費は年々増加し ています。

保険が今後、 多くなると思われる。

ろはあるが、 きくなる。その辺は国も承知で今までやってきたが、この経済情勢 の中この先どう今までの応益割合の方針堅持するのか不透明なとこ 国保の場合に限って言うと、応益割を上げれば低所得者の負担は大 もしかしたら方向転換があるかも知れません。

まだ、正式な情報は入手していませんが、 水面下で議論されてい

るということは聞いています。

が出来なければ、それを救済しなければならないのだから。 己責任と言っても、具合が悪ければ病院にはかかる。 長い間五十対五十で来ているので、行政も苦しい所だ。 自分で支払い

委員

状況はよくわかりました。

議長 (会長)

他にご意見ございますか。

質疑がないようですので、 お諮りいたします。 諮問事項「匝瑳市

国民健康保険税条例の一部改正 (案) について」 の質疑を打ち切る

ことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 (会長)

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

これにより採決に入ります。

「匝瑳市国民健康保険事業財政健全化計画 (案) について」

承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 (会長)

挙手全員、 賛成であります。

よって、 諮問事項 「匝瑳市国民健康保険事業財政健全化計画(案)

くら自

について」は、原案どおり承認されました。

引き続き、 「匝瑳市国民健康保険税条例の一部改正(案)について」

の採決に入ります。

承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員、賛成であります。

(会長)

よって、諮問事項「匝瑳市国民健康保険税条例の一部改正(案)に

ついて」は原案のとおり承認されました。

次に「その他」に入らせて頂きます。

その他として、事務局から何かございますか。

事務局(市民課長) 特にありません。

以上をもちまして、本日の議事は、滞りなく終了いたしました。

議長

(会長)

皆様のご協力に心から感謝申上げます。本日は大変お忙しい中にも

かかわらずご出席いただき、また、慎重審議ありがとうございまし

た。

ます。 の上、 皆様方におかれましては、これから寒い季節となりますがご自愛 さらなるご活躍をご祈念申し上げまして、お礼とさせて頂き 本日は大変ありがとうございました。 以上で解散といたしま

す。

R会 (午後五時十五分)